

保護者様

国立市立国立第四小学校長

インフルエンザ 登校連絡票

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条により校長は感染のおそれなくなるまで、出席を停止させることができるようになっております。これに基づき、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過するまで登校することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登校する際に本紙を保護者様が記入し学校に提出してください。まん延防止にご協力お願いいたします。

インフルエンザ罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）

- ・ 発熱 ・ 悪寒 ・ 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 倦怠感 ・ 咳
- ・ 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 食欲不振 ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 腹痛
- ・ その他（ ）

発熱日 月 日 曜日

受診日 月 日 曜日（医療機関名： ）

診断名 インフルエンザ（ A ・ B ・ ）

罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。（平熱： 度 分）

発熱日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※・発熱したその日が「発熱日0日目」となります。

・可能な限り、朝と夜の1日計2回、体温を測定し上記に記入して下さい。

国立市立国立第四小学校

年 組 児童・生徒氏名

上記のとおりインフルエンザに罹患しましたが、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

学校長 殿

保護者名

㊞

インフルエンザ出席停止早見表

										発症日から5日を経過した後				
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目				
例 1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 ○							
	出席停止													
例 2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能 ○							
	出席停止													
例 3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○							
	出席停止													
例 4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○						
	出席停止													
例 5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○					
	出席停止													
例 6 一度、解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○					
	出席停止													

・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。

- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は、「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度は解熱したが再度、発熱した場合は再度、解熱した日から数えて2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・医療機関を受診した上で本紙を学校に提出してください。